

特定世帯の軽減内容が変わります

― 国民健康保険特定世帯の特例措置について ―

旧国保被保険者（※1）がいることにより、その世帯の国民健康保険の加入者が一人となった世帯を特定世帯といい、特定世帯となった月から5年間、国民健康保険税の平等割額を2分の1軽減して算出します。

この軽減について、特定世帯となつてから5年経過した世帯は軽減が終了することになっていましたが、5年経過しても国民健康保険と後期高齢者医療制度に分かれている状況が解消されない世帯を特定継続世帯として、平等割額を4分の1軽減し、軽減措置を3年間継続することになりました。

このため、軽減措置は最大5年間から最大8年間に延長されることとなりますが、特定世帯の5年間と特定継続世帯の3年間では軽減の額が変わりますのでご注意ください。

また、旧被扶養者（※2）のみで構成される世帯に限り平等割額を2

分の1になるよう減免しています。特定世帯から特定継続世帯になることにより平等割額の2分の1減免に影響が出ないよう取り扱うことになりました。

◎特定世帯に係る軽減を受けるための申請は必要ありません。

◎世帯主の変更を伴う異動があった場合は、軽減措置の対象外となります。

（※1）旧国保被保険者：国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した人。

（※2）旧被扶養者：社会保険などから後期高齢者医療制度に移行することにより、他の社会保険などに加入せず国民健康保険に加入した被扶養者で、65歳から74歳までの人。

問合せ▼**困** 税務課諸税証明係（**☎** 内線1061）

男女共同参画社会の形成を目指して

● 安中市男女共同参画計画を策定します

本市では、女性と男性が互いにその人権を尊重し、義務・責任・権利を分かち合いつつ、社会のあらゆる分野において平等に活動に参画し、性別にとらわれないことなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成を目的として、平成20年に「安中市男女共同参画計画」を策定し、さまざまな取り組みを実施してきました。

この度、現計画の計画期間が今年度で終了となることから、平成26年度を始まりとする新たな「安中市男女共同参画計画」を策定します。

新計画におきましても、誰もが自分らしく生きていくことのできる男女共同参画社会の形成に向けて、本市における男女を取り巻くさまざまな問題を明らかにし、解決するための施策の方向性を示しながら、「男女が一緒につくるまちづくり」を実現するために総合的・体系的な施策の推進を図ります。

● アンケート調査について
ご協力をお願いします

計画の策定にあたり、市民の皆さんや専門家の意見を参考に、男女共同参画の現状を認識することが必要となります。

そのため、市民の皆さんの考え方を伺い、計画策定の基礎資料とすることを目的として、無作為抽出によるアンケート調査を実施します。調査票が送付された皆さんには、ご協力をお願いします。

調査の結果につきましては、市広報などでお知らせします。

なお、回答内容につきましては、目的以外に使用することはありません。

実施期間▼7月～8月

調査回答対象者▼20歳以上の市民の中から無作為で抽出した2,000人
（男性・女性 各1,000人）

調査票配布方法▼郵送

調査票回収方法▼返信用封筒（切手不要）にて投函

問合せ▼**困** 企画課女性政策係（**☎** 内線1021）